

小城市における西九州大学の新学部設置に関する基本協定書

学校法人永原学園（以下「甲」という。）と小城市（以下「乙」という。）は、西九州大学地域看護学部（仮称）（以下「新学部」という。）の設置について、次のとおり基本協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

（学部等の設置）

第2条 甲は、小城市小城町地内において、平成30年4月を目途に新学部を設置するとともに、大学院研究科の設置など、更なる教育体制の高度化・充実に向けて取り組む。

（事業推進の目的と協力等）

第3条 乙は、甲の新学部の設置及び運営が、人口減少及び高齢化が進む地域の再生、並びに教育、研究の充実等による地域社会の発展、活性化に大きく寄与することから、甲の新学部の設置及び運営が円滑に進むよう、協力する。

2 乙は、新学部の設置について、必要な財政支援を行う。

3 新学部の設置事業推進にあたっては、前2項及びその他諸手続き等について、甲及び乙が協議して進める。

（土地の貸与）

第4条 乙は、新学部の設置に必要な用地（市有地）を、甲に無償で貸与する。

なお、貸与年限等詳細は、別途締結する契約書で規定する。

（地域活性化の取り組み）

第5条 甲は、新学部を設置したときは、地域貢献に資する取り組みを積極的に行うこととし、乙は甲の取り組みに対する協力支援について具体的な協議を実施する。

（効力）

第6条 この協定書中、甲の理事会又は乙の議会の議決等を要する事項については、それぞれが議決されたときに効力が生じるものとする。

（協議事項）

第7条 この基本協定に定めのない事項又は双方に疑義が生じた事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定を2通作成し、署名捺印の上、各自1通を所持する。

平成27年4月2日

甲 佐賀県佐賀市神園3-18-15

学校法人永原学園

理事長

（署名）

福元裕二

乙 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

小城市

小城市長

（署名）

江里の秀次